
プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い
項目 「更新投資の会計処理」に関する分析

本資料の目的

1. 本資料は、これまでの実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会において検討している論点のうち、「更新投資の会計処理」に関して、これまでの専門委員会で聞かれた意見を踏まえた分析を説明することを目的としている。

更新投資の会計処理

これまでの専門委員会で聞かれた意見を踏まえた事務局の分析¹

（更新投資に係る資産及び負債の計上）

2. 運営権等ガイドラインにおいては、更新投資は「いわゆる新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕を含む。）を指す」と記載されており、更新投資の実施内容は広範囲に及ぶものと考えられる。

また、更新投資の性格は公共施設等運営事業毎に大きく異なるが、これまでの専門委員会における参考人の説明を踏まえると、参考人が実施している公共施設等運営事業における更新投資については、次の性格を有すると考えられる。

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港のコンセッションでは、運営権者にとって、義務といえるものと義務か否かが明確でないものが混在し、かつ、両者を区別することが困難な場合がある。また、運営上必要不可欠な性質の更新投資についても、具体的な実施時期及び実施内容は運営権者の裁量に委ねられていることから、運営権設定期間のうち僅かな期間しか合理的に見積ることができない可能性がある。
- (2) 愛知県有料道路のコンセッションでは、更新投資の実施内容が、管理者等が運営権者に対して示した要求水準書に基づいており、かつ、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる金額の総額を合理的に見積ることができる場合がある。

¹ 第 92 回専門委員会及び第 93 回専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、事務局の提案を見直している。

3. 前項のとおり、同じ更新投資であっても(1)と(2)では性格が異なり、今後の新たな公共施設等運営事業の進展も見据えると、公共施設等運営事業の性質に応じて更新投資の性格も異なり得るものと考えられる。よって、仮に単一の会計処理を定める場合、公共施設等運営事業の性質によっては、更新投資の実態を反映しない可能性があるため、公共施設等運営事業の更新投資の性質に応じて、何らかの基準に基づき会計処理を使い分けることが考えられる。
4. 更新投資の会計処理を使い分ける場合、考慮する要素としては、次のようなものが考えられる。
 - 更新投資の義務性の程度(更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務のみで構成されるか否か。)
 - 更新投資の金額の合理的な見積りの可能性(公共施設等運営権を取得した時点において、運営権設定期間にわたる更新投資の金額を合理的に見積ることができるか否か。)
5. 前項に記載した要素を踏まえて、「更新投資の義務性の程度が高く、公共施設等運営権を取得した時点において、公共施設等運営権を取得した時に、運営権設定期間にわたる更新投資の支出額の総額を合理的に見積ることができる場合」、当該更新投資の義務性を貸借対照表上に表すために、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関する支出額の総額の現在価値を資産及び負債として計上することが考えられる。
6. 一方、前項以外の場合、更新投資を実施した時に、当該更新投資の支出額を資産として計上することが考えられる。

(関連する論点：修繕費に相当する部分の取扱い)

7. 上記に関連して、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関する支出額の総額の現在価値を資産及び負債として計上する場合、修繕費に相当する部分を資産及び負債として計上する範囲に含めるか否かが論点となる。
8. この点、修繕費に相当する部分について資産に計上する更新投資に関する支出額の総額に含める場合、運営権設定期間にわたる修繕費の総額を運営権設定期間にわたって費用配分することになるが、修繕費は資産性がないため発生した期に費用処理すべきものと考えられるため、適切ではないと考えられる。よって、資産及び負債として計上する更新投資に関する支出額の総額は、資本的支出に該当する部分に限定することが考えられる。

(まとめ)

9. 更新投資の会計処理を次のとおり区分することが考えられるがどうか。
- (1) 更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づいており、かつ、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる金額の総額を合理的に見積ることができる場合
- 公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額の総額の現在価値を資産及び負債として計上する。
 - 公共施設等運営権の運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。
- (2) 同項(1)以外の場合
- 更新投資を実施した時に、当該更新投資の支出額を資産として計上する。
 - 当該更新投資を実施した時より、当該更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存償却期間を上回る場合は、当該残存償却期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。
10. また、前項に記載したとおり、公共施設等運営事業の性質に応じて、更新投資の会計処理を区分する場合、財務諸表利用者が当該公共施設等運営事業における更新投資の内容を理解することができる情報を提供するために、更新投資に係る事項として、運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法等の注記を求めることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

- 事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以上